

# 退職互助部説明

## PART①

### ～ 退職互助部制度等について ～

(一財)長崎県教職員互助組合



退職互助部事業等の説明を行います。  
お手元に、最新版の退職互助部ハンドブックをご準備ください。

## 【 目 次 】

- 1 退職互助部ハンドブックについて
- 2 退職互助部制度について
- 3 退職組合員番号について
- 4 広報誌・ホームページについて



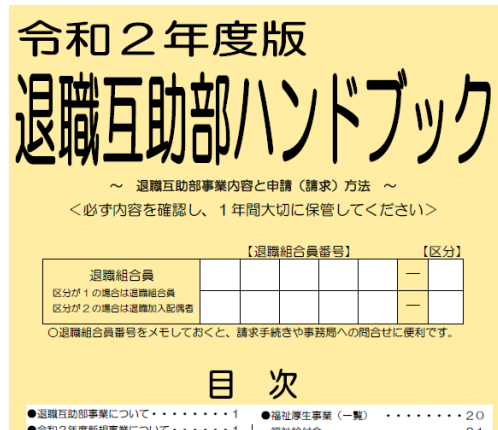
本動画の説明内容は、画面の通りです。

# 1 退職互助部ハンドブックについて

毎年3月下旬に発送されます。  
1年間大切に保管してください。

各種事業の説明、互助組合事務局からのご案内、指定旅館一覧、申請・請求方法が掲載されています。

各種事業の申請・請求様式が掲載されています。切り取るかコピーして使用できます。



※表紙は毎年度変わります

退職互助部ハンドブックについてです。

退職互助部ハンドブックは、毎年3月末頃お届けします。

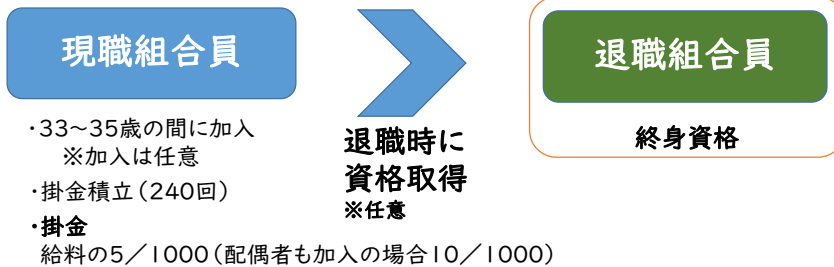
1年間大切に保管し、いつでも確認できるようにしておいてください。

各種事業の説明、互助組合事務局からの案内、指定旅館一覧や申請、請求方法などが記載されております。

また、各種請求様式も掲載していますので、切り取るかコピーしてご利用ください。

## 2 退職互助部制度について

- ・退職後のサポートを目的に昭和48年に発足した制度です。  
また、全国的に、教職員のみの相互扶助制度です。



**掛金は現職中に完納となるため、退職組合員になった後の支払いは一切なし!**



それでは、退職互助部制度についてです。

長崎県の退職互助部制度は、昭和48年に発足し、全国でも教職員にしかない相互扶助制度となります。

現職中の33~35歳の間に加入し、20年間(240回)掛金を納めていただいた方が退職時点で切替えることができ、亡くなるまでの終身資格となります。

また、掛金は、現職中に払い終わるようになっていきますので、退職組合員になった後の支払いは一切ありません。

### 3 退職組合員番号について

現職の職員番号(共済組合員番号)とは異なる「互助組合独自の番号」  
(退職互助部事業を受ける際には、必ず必要)

※「退職組合員証兼台帳」の上部に記載されております。  
5月、9月、3月の定例発送時の宛名ラベルでも確認できます。



退職組合員番号についてです。

退職組合員は、現職のときの職員番号とは全く関係のない互助組合独自の番号で管理されています。

退職互助部への問い合わせや、退職互助部事業を受けていただくために必ず必要となりますので、「組合員証兼台帳」を参照するか年3回の定例発送時の宛名ラベルで確認してください。

番号の意味ですが、ハイフンより左側が「退職組合員番号」、ハイフンより右側が「区分」となります。

退職組合員番号は、退職時期により、3桁あるいは、4桁の場合もあります。

## 4 広報紙・ホームページについて

### 【広報紙】

年に3回送付されますので、必ず目を通して確認してください。

### 【ホームページ】

退職組合員のみにお知らせしたい情報、様式のダウンロードなどを掲載しています。

ご活用ください。

各種事業の改正等も掲載しますので、確認しておらず損した・・・などにならないようご注意ください。



広報誌には、おしらせや、事業等の改正、各種ご案内を掲載しています。  
また、互助組合ホームページにも最新のご案内や、各種事業の説明および請求様式のダウンロードも可能です。

見ておらず知らなかったから損した、事業を受けられなかったなどの場合もありますので、互助だよりやホームページを確認いただきますようお願いいたします。  
また、広報誌はホームページからも閲覧可能です。